

令和6年2月6日
九州地方整備局
鹿児島国道事務所

令和6・7年度 災害時等の協力業者を募集します ～災害発生時等の迅速な対応を図るために～

国土交通省鹿児島国道事務所では、災害発生時および災害の発生が予測される場合に迅速な状況把握や円滑かつ的確な対応を行い、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧を図るために、下記の部門において協力していただける会社を募集します。

記

1. 募集部門

- (1) 測量・設計部門
- (2) 地質調査部門
- (3) 土木（工事）部門
- (4) 法面（工事）部門
- (5) 橋梁（工事）部門
- (6) 電気通信部門
- (7) 機械設備部門
- (8) 災害対策用機械部門

2. 協定有効期間

協定有効期間は令和6年4月1日から令和8年3月31日までとする。

3. 募集期間

令和6年2月6日（火）～令和6年2月28日（水）

4. 公告場所

- ①鹿児島国道事務所内掲示板（2F、4F）、各出張所掲示板
- ②鹿児島国道事務所ホームページ

※技術資料等説明書・申請様式もダウンロードできます。

鹿児島国道事務所ホームページ>トピックス

<http://www.gsr.mlit.go.jp/kakoku/topics/>



【問い合わせ先】

九州地方整備局鹿児島国道事務所

技術副所長 山口 光治（やまぐち みつはる）

管理第二課長 森崎 考史（もりさき こうし）

防災情報課長 横尾 守（よこお まもる）

住 所：鹿児島市浜町2番5号

電 話：099-216-3111（代表）

FAX：099-216-3867

公 告

（ 令和 6 ・ 7 年度 鹿児島国道事務所における災害時等応急対策に関する基本協定の締結 ）

次のとおり公告します。

令和6年2月6日

国土交通省 九州地方整備局

鹿児島国道事務所長 竹下 卓宏

1. 基本協定の概要等

（1） 基本協定の目的

鹿児島国道事務所における災害時等応急対策に関する基本協定（以下「本協定」という。）は、鹿児島国道事務所（以下「当事務所」という。）の直轄管理区間、または、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、当事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害等の応急対策に関し、あらかじめ特定の企業と協定締結をすることにより、緊急時の点検・調査・測量・設計及び応急復旧工事、公物管理を行う上で必要な緊急作業等（地震等に伴う巡回、雪寒対策、疫病等の拡散防止対策など）を迅速に実施し、災害等の拡大防止と施設被害の早期復旧に期することを目的とする。

（2） 協定対象区間及び協定対象企業数等

本協定の対象は、「業務分野【測量・設計部門】、【地質調査部門】」、「工事分野【土木(工事)部門】（一般土木,維持修繕）、【法面(工事)部門】（法面）、【橋梁(工事)部門】、【電気通信部門】、【機械設備部門】、【災害対策用機械部門】」とし、公募する協定対象区間は下記のとおりとし、協定対象企業数は令和5年度と同程度を予定している。

なお、本協定の締結は分野・協定対象区間毎に行い、他の分野・協定対象区間と重複することはできない。ただし、【災害対策用機械部門】については、工事分野の【土木(工事)部門】、【法面(工事)部門】、【橋梁(工事)部門】、【電気通信部門】、【機械設備部門】と、重複して締結することができる。

また「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、当事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害等の対応を要請する場合があ

「業務分野」

31 社

対象部門	協定対象区間	参集拠点	R5年度協定企業数
測量・設計部門	鹿児島国道事務所管内	鹿児島国道事務所	22 社
地質調査部門	鹿児島国道事務所管内	鹿児島国道事務所	9 社

「工事分野等」

73 社

対象部門	協定対象区間	参集拠点	R5年度協定企業数
土木(工事)部門	阿久根維持出張所 A	阿久根維持出張所	6 社
	阿久根維持出張所 B	南九道 薩摩川内都IC 管理棟	6 社
	鹿児島維持出張所 A	南九道 市来IC 管理棟	7 社
	鹿児島維持出張所 B	鹿児島維持出張所	8 社
	加治木維持出張所 A	道の駅 すえよし	6 社
	加治木維持出張所 B	加治木維持出張所	4 社
	指宿維持出張所 A	道の駅 川辺やすらぎの郷	5 社
	指宿維持出張所 B	道の駅 喜入	4 社
	鹿児島国道事務所管内	鹿児島国道事務所	4 社
法面(工事)部門	鹿児島国道事務所管内	鹿児島国道事務所	4 社
橋梁(工事)部門	鹿児島国道事務所管内	鹿児島国道事務所	今回新規
電気通信部門	鹿児島国道事務所管内	鹿児島国道事務所	4 社
機械設備部門	鹿児島国道事務所管内	鹿児島国道事務所	4 社
災害対策用機械部門	鹿児島国道事務所管内	鹿児島国道事務所	11 社

計 104 社

※【土木(工事)部門】の協定対象区間は別図－１の８区間を予定している。なお、協定締結企業の受持区間は協定締結予定企業からヒアリングを行い定める。

※【土木(工事)部門】への申請企業で参加要件を満たした企業のうち、維持工事の受注企業の協定対象区間は維持工事の工事範囲外の鹿児島国道事務所管内とし、参集拠点は鹿児島国道事務所とする。

※【機械設備部門】の対象設備は以下のとおりである。

「トンネル換気設備」：武岡トンネル、新武岡トンネル

「トンネル消火設備」：武岡トンネル、新武岡トンネル、大里トンネル、金山トンネル、都トンネル、宮里トンネル

※【災害対策用機械部門】については、別紙－１に示す「車両」、「簡易遠隔操縦装置」、「応急組立橋」の各区分を選択するものとします。（複数選択可）

①【土木(工事)部門】における補足説明

土木(工事)部門で協定を締結した企業は、災害対策基本法第７６条の６に基づく車両移動等についての出動要請をする場合がある。

②【橋梁(工事)部門】における補足説明

橋梁(工事)部門で協定を締結した企業は、鹿児島国道事務所管内の直轄管理する橋梁、横断歩道橋の異常時及び災害発生時の応急措置についての出動要請をする場合がある。

③【機械設備部門】における補足説明

機械設備部門で協定を締結した企業は、災害発生後において以下の作業について出動要請を行う場合がある。

1. 当事務所が管理するトンネル換気設備、トンネル消火設備について、緊急点検、応急復旧工事を行うものとする。

④【災害対策用機械部門】における補足説明

災害対策用機械部門で締結した企業は、災害が発生若しくは災害の発生が予想される場合に以下の作業を行うものとする。

1. 当事務所又は九州地方整備局が保有する災害対策用機械類を指定した場所に運搬するものとする。

2. 前項により運搬した災害対策用機械類を必要に応じて設置・運転・撤去を行うものとする。

(３) 協定有効期間

本協定の有効期間は、令和６年４月１日から令和８年３月３１日までとする。

ただし、令和６年１２月２８日までに協定を解除したい旨の申し出有った場合は、令和７年３月３１日までとする。

また、基本協定締結後に、２．参加資格要件を満たさなくなった場合は、本協定は無効になるものとする。

(４) 協定を締結する企業の特定

１) 本協定を締結する企業は、本協定の締結を希望する企業より特定する。

本協定の締結を希望する企業は、技術資料を提出するものとする。

提出は１部門のみとし重複提出を認めない。

但し、工事分野の【土木(工事)部門】【法面(工事)部門】【電気通信部門】【機械設備部門】の本協定締結を希望する企業は、【災害対策用機械部門】の本協定締結を重複して希望することができる。

２) 提出する技術資料は、下記のとおりとする。

【測量・設計部門】

①技術者の所在地から参集拠点まで距離・到着時間

②有資格技術者数等

③対象部門の企業としての業務実績

④災害協定等の実績

【地質調査部門】

①技術者の所在地から参集拠点まで距離・到着時間

②有資格技術者数等

③対象部門の企業としての業務実績

④災害協定等の実績

【土木(工事)部門】

- ①本店又は支店等営業所から希望する協定対象区間における参集拠点まで距離・到着時間
- ②有資格技術者数等
- ③対象部門の企業としての工事实績
- ④災害協定等の実績
- ⑤資機材等の調達能力

【法面(工事)部門】

- ①本店又は支店等営業所から参集拠点まで距離・到着時間
- ②有資格技術者数等
- ③対象部門の企業としての工事实績
- ④災害協定等の実績
- ⑤資機材等の調達能力

【橋梁(工事)部門】

- ①本店又は支店等営業所から参集拠点まで距離・到着時間
- ②有資格技術者数等
- ③対象部門の企業としての工事实績
- ④災害協定等の実績
- ⑤資機材等の調達能力

【電気通信部門】

- ①本店又は支店等営業所から参集拠点まで距離・到着時間
- ②有資格技術者数等
- ③対象部門の企業としての工事实績
- ④災害協定等の実績
- ⑤資機材等の調達能力

【機械設備部門】

- ①本店又は支店等営業所から参集拠点まで距離・到着時間
- ②有資格技術者数等
- ③対象部門の企業としての工事、点検整備の実績
- ④災害協定等の実績

【災害対策用機械部門】

- ①本店又は支店等営業所から参集拠点まで距離・到着時間
- ②有資格技術者数等
- ③対象部門の企業としての点検又は災害活動実績
- ④災害協定等の実績

- 3) 提出された技術資料を基に総合的な評価によって各部門の協定対象区間毎（又は基本協定区間毎）に協定対象企業を特定する。

ただし、「2. 参加資格要件」に該当しない者については特定しない。

- 4) 特定の協定対象区間に希望が集中する等、協定対象企業数に過不足が生じた場合は、技術資料を提出した企業の範囲内で調整を行うことがある。

調整とは、希望する協定対象区間以外での協定を締結する場合や、協定対象区間内において複数区間の協定を締結する場合とする。

- (5) 本協定締結後の業務又は工事等の請負契約

- 1) 本協定締結後に災害が発生した場合等にあつて、当事務所が業務又は工事等の実施が必要と判断した場合は、当事務所は対象となる区間の協定を締結した企業（以下「協定企業」という。）に対して、必要となる業務又は工事等の実施の要請を行うものとし、あわせて両者は業務又は工事等の請負契約を速やかに締結するものとする。

- 2) 1) に該当する場合であっても、当事務所が諸般の事由から対象となる協定区間の協定企業に業務又は工事等を実施させることが適切でないと判断した場合は、同部門の他の協定企業の了解を得て、必要となる業務又は工事等の実施の要請を行うことができるものとし、この場合は当該企業を相手として業務又は工事等の請負契約を速やかに締結するものとする。

- 3) 本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、業務または工事は行わない。

2. 参加資格要件

2-1 【測量・設計部門】

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (4) 当事務所の直轄管理区間において、災害等の発生に伴う協力要請があった場合、協定対象区間における参集拠点（鹿児島国道事務所）へ配置予定技術者（担当者）が概ね2時間で到着できる体制を確保できること。
- (5) 直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において、災害等の発生に伴う協力要請があった場合に備え、人材等の体制が確保できること。
- (6) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における土木関係建設コンサルタントの一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。
- (7) 本店・支店等（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所で、配置予定技術者が恒常的に常駐しているところに限る。以下同じ）が鹿児島県内（離島除く）に所在すること。
また、鹿児島県内（離島除く）の本店・支店等に常駐し3ヶ月以上雇用関係を有する技術者で、以下の資格を有する者を配置できること。

【測量・設計部門】：測量士1名以上かつ、博士、技術士又はRCCM1名以上。

資格区分は下記のとおりとする。

- ①博士：土木工学系に限る
- ②技術士：建設部門又は総合技術監理部門〔選択科目が建設部門のものに限る〕
- ③RCCM：河川、砂防及び海岸・海洋部門、港湾及び空港部門、電力土木部門、道路部門、鉄道部門、都市計画及び地方計画部門、土質及び基礎部門、鋼構造及びコンクリート部門、トンネル部門、施工計画、施工設備及び積算部門、建設環境部門

2-2 【地質調査部門】

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (4) 当事務所の直轄管理区間において、災害等の発生に伴う協力要請があった場合、協定対象区間における参集拠点（鹿児島国道事務所）へ配置予定技術者（担当者）が概ね2時間で到着できる体制を確保できること。
- (5) 直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において、災害等の発生に伴う協力要請があった場合に備え、人材等の体制が確保できること。
- (6) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における土木関係建設コンサルタントの一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。
- (7) 本店・支店等（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所で、配置予定技術者が恒常的に常駐しているところに限る。以下同じ）が鹿児島県内（離島除く）に所在すること。
また、鹿児島県内（離島除く）の本店・支店等に常駐し3ヶ月以上雇用関係を有する技術者で、以下の資格を有する者を配置できること。

【地質調査部門】：博士、技術士又はRCCM 1 名以上。

資格区分は下記のとおりとする。

- ①博士：土木工学系に限る
- ②技術士：建設部門、応用理学部門〔選択科目が地質に限る〕、
総合技術監理部門〔選択科目が建設部門又は応用理学―地質に限る〕
- ③RCCM：河川、砂防及び海岸・海洋部門、港湾及び空港部門、電力土木部門、
道路部門、鉄道部門、都市計画及び地方計画部門、地質部門、
土質及び基礎部門、鋼構造及びコンクリート部門、トンネル部門、
施工計画、施工設備及び積算部門、建設環境部門
- ④地質調査技士

2-3 【土木(工事)部門】

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (4) 当事務所の直轄管理区間において、災害等の発生に伴う協力要請があった場合、協定対象区間における参集拠点へ配置予定技術者（担当者）が概ね1時間で到着できる体制を確保できること。
- (5) 直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において、災害等の発生に伴う協力要請があった場合に備え、人材等の体制が確保できること。
- (6) 九州地方整備局における一般土木工事に係るC又はD等級、又は維持修繕工事の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること
- (7) 建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が鹿児島県国道事務所管内に所在すること。
- (8) 本協定に基づく請負契約を取り交わす時点において、法定外労働災害補償制度に加入していること。当補償制度については、元請・下請を問わず補償できる保険であること。なお、法定外労働災害補償には、工事現場単位で臨時加入する方式と、直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあるが、いずれの方式であっても差し支えない。

2-4 【法面(工事)部門】

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (4) 当事務所の直轄管理区間において、災害等の発生に伴う協力要請があった場合、協定対象区間における参集拠点（鹿児島県国道事務所）へ配置予定技術者（担当者）が概ね2時間で到着できる体制を確保できること。
- (5) 直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において、災害等の発生に伴う協力要請があった場合に備え、人材等の体制が確保できること。
- (6) 九州地方整備局における法面処理工事の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。
- (7) 建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が鹿児島県国道事務所管内に所在すること。
- (8) 本協定に基づく請負契約を取り交わす時点において、法定外労働災害補償制度に加入していること。当補償制度については、元請・下請を問わず補償できる保険であること。なお、法定外労働災害補償には、工事現場単位で臨時加入する方式と、直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあるが、いずれの方式であっても差し支えない。

2-5【橋梁(工事)部門】

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (4) 当事務所の直轄管理区間において、災害等の発生に伴う協力要請があった場合、協定対象区間における参集拠点（鹿児島国道事務所）へ配置予定技術者（担当者）が概ね2時間で到着できる体制を確保できること。
- (5) 直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において、災害等の発生に伴う協力要請があった場合に備え、人材等の体制が確保できること。
- (6) 九州地方整備局における鋼橋上部工工事又はプレストレスト・コンクリート工事の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。
- (7) 建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が鹿児島国道事務所管内に所在すること。
- (8) 本協定に基づく請負契約を取り交わす時点において、法定外労働災害補償制度に加入していること。当補償制度については、元請・下請を問わず補償できる保険であること。なお、法定外労働災害補償には、工事現場単位で臨時加入する方式と、直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあるが、いずれの方式であっても差し支えない。

2-6【電気通信部門】

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (4) 当事務所の直轄管理区間において、災害等の発生に伴う協力要請があった場合、協定対象区間における参集拠点（鹿児島国道事務所）へ配置予定技術者（担当者）が概ね2時間で到着できる体制を確保できること。
- (5) 直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において、災害等の発生に伴う協力要請があった場合に備え、人材等の体制が確保できること。
- (6) 九州地方整備局における通信設備工事の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。
- (7) 建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が鹿児島県内（離島除く）に所在すること。
- (8) 本協定に基づく請負契約を取り交わす時点において、法定外労働災害補償制度に加入していること。当補償制度については、元請・下請を問わず補償できる保険であること。なお、法定外労働災害補償には、工事現場単位で臨時加入する方式と、直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあるが、いずれの方式であっても差し支えない。

2-7【機械設備部門】

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (4) 当事務所の直轄管理区間において、災害等の発生に伴う協力要請があった場合、協定対象区間における参集拠点(鹿児島国道事務所)へ配置予定技術者(担当者)が概ね4時間で到着できる体制を確保できること。
- (5) 直轄管理区間以外(他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体)において、災害等の発生に伴う協力要請があった場合に備え、人材等の体制が確保できること。
- (6) 下記①から③いずれかの資格の認定を受けていること。
①「トンネル換気設備」については、九州地方整備局における機械設備工事の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている又は申請中であること。
②「トンネル消火設備」については、九州地方整備局における機械設備工事または暖冷房衛生設備工事の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている又は申請中であること。
③ 国土交通省における物品製造等における競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のうち「建物管理等各種保守管理」のA～D等級に格付けされた九州・沖縄地域の参加資格を有する者であること。
- (7) 建設業法に基づく営業所(一般競争(指名競争)参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。)が九州地方整備局管内に所在すること。
- (8) 本協定に基づく請負契約を取り交わす時点において、法定外労働災害補償制度に加入していること。当補償制度については、元請・下請を問わず補償できる保険であること。なお、法定外労働災害補償には、工事現場単位で臨時加入する方式と、直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあるが、いずれの方式であっても差し支えない。

2-8【災害対策用機械部門】

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (4) 当事務所の直轄管理区間において、災害等の発生に伴う協力要請があった場合、協定対象区間における参集拠点(鹿児島国道事務所)へ配置予定技術者(担当者)が概ね4時間で到着できる体制を確保できること。
- (5) 直轄管理区間以外(他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体)において、災害等の発生に伴う協力要請があった場合に備え、人材等の体制が確保できること。
- (6) 下記①から②いずれかの資格の認定を受けていること。
①土木(工事)部門、法面(工事)部門、電気通信部門、機械設備部門におけるいずれかの参加資格を有すること。
②国土交通省における物品製造等における競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のうち「建物管理等各種保守管理」のA～D等級に格付けされた九州・沖縄地域の参加資格を有する者であること。
- (7) 建設業法に基づく営業所(一般競争(指名競争)参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。)が九州地方整備局管内に所在すること。
- (8) 本協定に基づく請負契約を取り交わす時点において、法定外労働災害補償制度に加入していること。当補償制度については、元請・下請を問わず補償できる保険であること。なお、法定外労働災害補償には、工事現場単位で臨時加入する方式と、直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあるが、いずれの方式であっても差し支えない。

3. 基本協定に関する手続等

- (1) 担当部局

①【測量・設計部門】

〒892-0812

鹿児島市浜町2番5号

国土交通省 九州地方整備局 鹿児島国道事務所

管理第二課 管理第二課長及び専門官

電話 099-216-3856

②【地質調査部門】

上記、①と同じ

③【土木(工事)部門】

上記、①と同じ

④【法面(工事)部門】

上記、①と同じ

⑤【橋梁(工事)部門】

上記、①と同じ

⑥【電気通信部門】

〒892-0812

鹿児島市浜町2番5号

国土交通省 九州地方整備局 鹿児島国道事務所

防災情報課 防災情報課長及び専門職

電話 099-216-3859

⑦【機械設備部門】

〒892-0812

鹿児島市浜町2番5号

国土交通省 九州地方整備局 鹿児島国道事務所

管理第二課 管理第二課長及び機械係長

電話 099-216-3856

⑧【災害対策用機械部門】

上記、⑦と同じ

(2) 技術資料等の交付場所及び方法

- ① 鹿児島国道事務所のホームページより「令和6・7年度 災害協定 技術資料等説明書」及び「令和6・7年度 災害協定 申請様式」をダウンロードしてください。

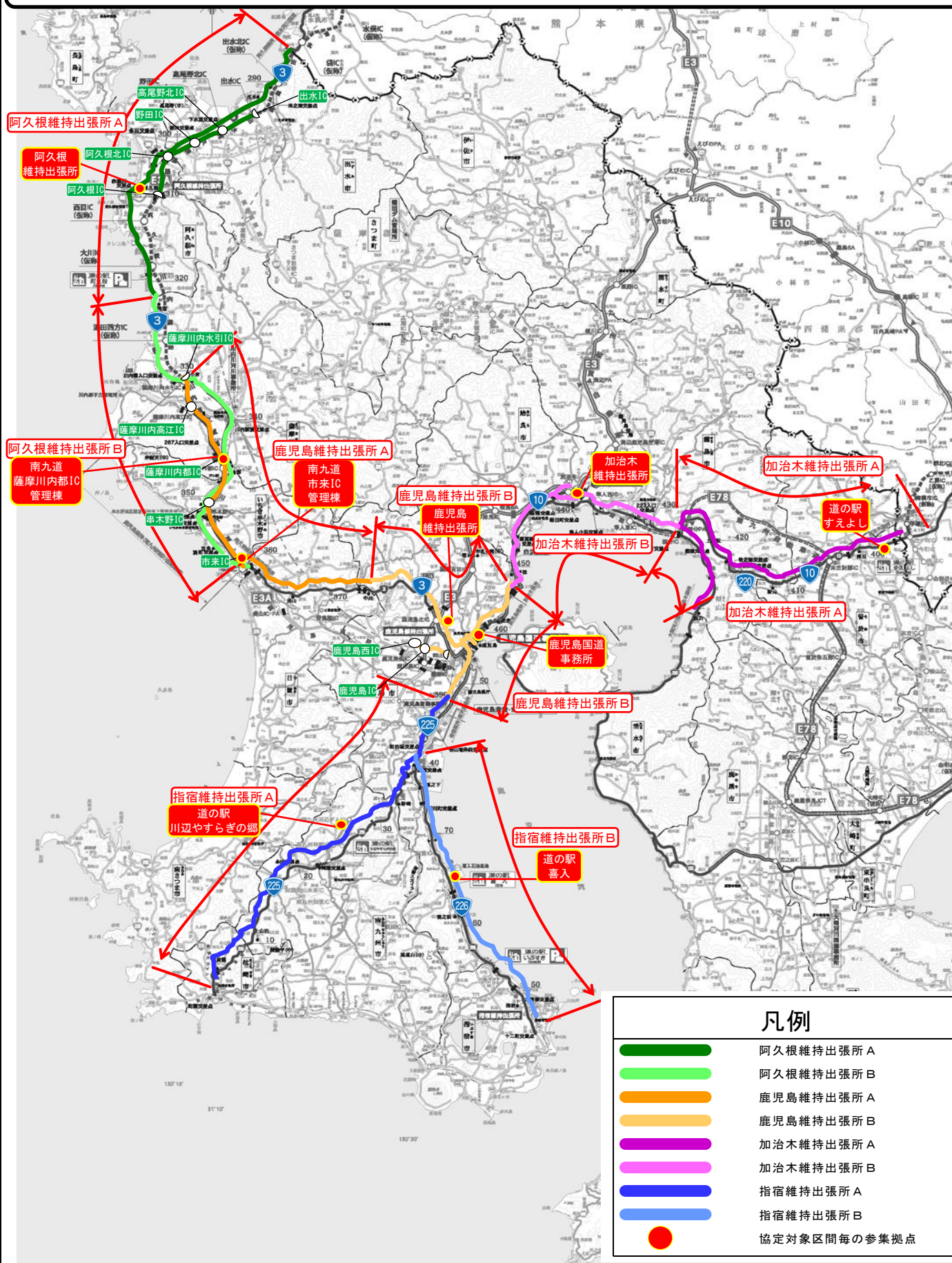
(3) 技術資料の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間： 令和6年2月6日（火）から令和6年2月28日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所： 上記3.（1）に同じ。
- ③ 提出方法： 持参又は郵送等により提出する。
郵送は書留郵便に限る。宅送は書留郵便と同等のものに限る。
提出期間内に必着。

4. その他

技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等については、「技術資料等説明書」による。

令和6・7年度 鹿児島国道事務所における災害時等応急対策に関する基本協定



災害対策用機械一覧

別紙－１

区分	機械名	規格	運転に必要な免許等	操作に必要な免許等	業務内容	保有事務所
車両	対策本部車	拡幅型	中型、大型		災害地での設置、撤去及び運搬	鹿児島国道
	待機支援車	4床式	普通、準中型(5tに限る)、準中型、中型(8tに限る)、中型、大型		災害地での設置、撤去及び運搬	
	照明車	1.2kW×6灯、20m、ブーム	準中型、中型(8tに限る)、中型、大型		災害地での設置、照明作業、撤去及び運搬	
	路面清掃車	降灰対策型	大型		災害地での清掃作業及び運搬	
	散水車	6,500L	大型		災害地での散水作業等及び運搬	
	排水管清掃車	3,900L	大型		災害地での排水管清掃作業等及び運搬	
簡易遠隔操縦装置	簡易遠隔操縦装置	バックホウ		車両系建設機械(整地等)運転技能講習	遠隔操縦による土砂撤去作業等	
応急組立橋	応急組立橋		大型(資材運搬用トラック、トレーラー等)	玉掛け(別途クレーン車が必要)	保管場所から災害地までの積込み、運搬、積卸し、設置及び撤去等	

以下の機械は、他事務所保有の災害対策用機械です。

車両	対策本部車	拡幅型	中型又は大型		災害地での設置、撤去及び運搬	九州技術
		拡幅型	中型、大型		災害地での設置、撤去及び運搬	宮崎、大分
	待機支援車	中型、バスタイプ	準中型、中型、大型		災害地での設置、撤去及び運搬	九州技術
		小型、4×4D	普通、準中型、中型、大型		災害地での設置、撤去及び運搬	九州技術、宮崎、大分
	排水ポンプ車	30m ³ /min	中型(8tに限る)、中型、大型	玉掛け(別途クレーン車が必要)	災害地での設置、排水作業、撤去及び運搬	九州技術、宮崎、川内川、大隅外10事務所
		60m ³ /min	大型	玉掛け(別途クレーン車が必要)	災害地での設置、排水作業、撤去及び運搬	
		150m ³ /min	大型	玉掛け(別途クレーン車が必要)	災害地での設置、排水作業、撤去及び運搬	
	照明車	4×4D 20KVA	準中型(5tに限る)、準中型、中型(8tに限る)、中型、大型		災害地での設置、照明作業、撤去及び運搬	九州技術、宮崎、川内川、大隅外4事務所
		4×4D 25KVA カメラ装置	中型(8tに限る)、中型、大型		災害地での設置、照明作業、撤去及び運搬	
	土のう造成機	自走式	(運搬トラック、クレーン等が必要)	玉掛け(別途クレーン車が必要)	災害地での土のう造成作業及び運搬	九州技術、宮崎、大分、川内川
簡易遠隔操縦装置	簡易遠隔操縦装置	バックホウ		車両系建設機械(整地等)運転技能講習	遠隔操縦による土砂撤去作業等	九州技術、宮崎、大分
		ブルドーザー				
応急組立橋	応急組立橋		大型(資材運搬用トラック、トレーラー等)	玉掛け(別途クレーン車が必要)	保管場所から災害地までの積込み、運搬、積卸し、設置及び撤去等	

注1 免許の種類は、平成29年3月12付け改訂による区分

大型免許	車両総重量 11t以上	準中型免許	車両総重量 7.5t未満
中型免許	車両総重量 11t未満	準中型(5tに限る)免許	車両総重量 5t未満
中型(8tに限る)免許	車両総重量 8t未満	普通免許	車両総重量 3.5t未満

注2 業務内容には、いずれも基地から災害地までの運搬(「運搬」とは、基地又は指示された箇所までの運搬)を含む。

注3 鹿児島国道事務所管内の災害において、他事務所保有の災害対策用機械を使用する場合もある。